



鈴鹿地区交通安全だより

～2024, No. 2～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和6年1月19日

鈴鹿地区交通安全協会

電話・FAX 059-388-1241

suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 交通栄誉章「緑十字銀章」(交通安全功労)の受賞

～ 常任理事の**金武幹生さん**(椿支部)が受賞されました。～

金武さんは、去る1月17日(水)、東京・文京シビックホール大ホールで開催された第64回交通安全国民運動中央大会の席上において表彰されました。

全国では400人が、県内では9人が受賞されました。

金武さんは、昭和58年4月に鈴鹿地区交通安全協会椿支部委員となり、平成23年4月に支部長及び理事に、また平成27年4月からは、常任理事として要職に就かれ、地域の交通安全思想の普及活動に尽力されるとともに、当地区協会の運営にも大いに貢献されたことが受賞につながりました。

右の写真は、前記中央大会会場前で撮影されたものです。



2 高齢者サロンにおける交通安全教室の開催(鈴峰支部)

1月18日(木)10:00～伊船新田公民館において、鈴峰支部村山支部長・高野副支部長らによる高齢者を対象とした交通安全教室が開催され、地域の高齢者25人が参加しました。

令和5年中の交通事故情勢を説明したのち、依然として高齢者の道路歩行・横断中の死亡事故が多いこと、高齢者が死亡事故の第一当事者となってしまう割合が高くなっていること等について注意喚起しました。



3 県事務局からのワンポイントアドバイス

事業所の飲酒運転根絶

～安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」～

令和4年4月1日施行

- ・ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年12月1日施行

- ・ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。確認は基本的に対面が原則がし
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

